

消費者庁及び環境省 同時公表

平成22年11月5日

不要なライターの正しい捨て方に係る注意喚起リーフレットについて

経済産業省では、ライター回収時に発火等の事故が見られることから、不要なライターの正しい捨て方について、別添のとおり消費者庁、環境省等関係機関と連携してリーフレットを作成・配布し、改めて注意喚起を図ることとしましたので、お知らせします。

1. 経済産業省では、使い捨てライター等の事故が多発していることから、昨年より、消費生活用製品安全法の規制対象製品にすることについて検討を行ってまいりました。
本日、ライターの規制について閣議決定され、本年12月27日にライターの規制が開始されることとなりました。
2. ライターについては、回収時に発火等の事故が見られることから、これまでも注意喚起を行ってきたところですが、今般、ライターの規制が閣議決定されたことを受け、消費者庁、環境省等関係機関と連携し、不要なライターの正しい捨て方に係る注意喚起リーフレットを別添のとおり作成・配布し、改めて国民の皆様幅広く周知を行うことといたしました。
3. つきましては、不要なライターについては、リーフレットの内容をご確認いただき、ガス抜きを行う等の処理を行い、自治体のルールに従って安全に正しく廃棄していただくよう、注意喚起をいたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省製造産業局日用品室長 高辻 育史

担当者：浅井、千葉

電話：03-3501-1511(内線：3891)

03-3501-1705(直通)

商務流通グループ製品安全課長 矢島 敬雅

担当者：島上、近藤

電話：03-3501-1511(内線4301)

03-3501-4707(直通)

ライターは正しく捨てましょう！



不要なライターは**ガス抜き**してから捨てましょう！

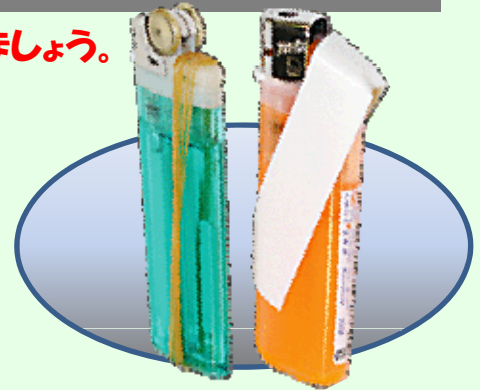
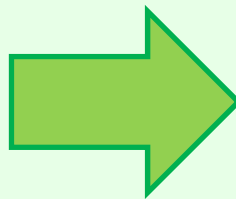
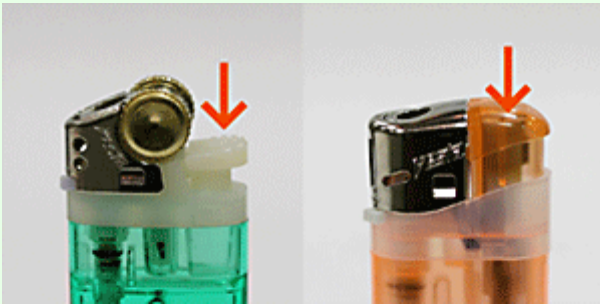
★ 日本国内では年間約6億個のライターが流通しており、そのほとんどがプラスチック製の**使い捨てライター**です。

★ **自治体のルールに従って**正しく廃棄しましょう。



ガスの抜き方の例

(注)火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。



- ① 周囲に**火の気のない**ことを確認する。
- ② 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④ 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。
- ⑤ この状態のまま付近に**火の気のない、風通しのよい屋外**に半日から1日置く。
- ⑥ 念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

(参考：社団法人日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>)

本リーフレットの問い合わせ先

消費者庁 消費者安全課

電話番号 03-3507-9201

経済産業省 製造産業局日用品室

電話番号 03-3501-1705

商務流通グループ製品安全課

電話番号 03-3501-4707

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

電話番号 03-5501-3154

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙具協会

ライターの火遊びによる火災を防ぐには、 周囲の**大人の注意**が欠かせません!!



子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。



子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きの様子】

利用しなくなったライターが、ありませんか？

※年間約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。
【出典】平成20年国内需要動向調査報告書(喫煙具) (社)日本喫煙具協会

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法と注意事項の情報は(社)日本喫煙具協会HPをご覧ください。
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>



子どもが簡単に使えないライターが販売されています

子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施したライターでないと販売できない規制が導入されます。

幼児対策を施したライターは、規制導入に先行して販売されますので、ご購入が可能です。

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

検索